

石綿を含有する建築物の解体等に係る届出について

石綿を含有する建築物の解体等を行う際には、次の届出を行う必要があります。

届出の種類	レベル1 ・吹付け石綿	レベル2 ・保温材、断熱材、耐火被覆材	レベル3 ・成形板、セメント管
工事計画届【事業者】 (14日前までに労働基準監督署長に提出) 【安衛法第88条第4項】	○ (耐火/準耐火建築物の除去作業)	—	—
事前調査結果報告書【工事発注者】 (14日前までに生活環境事務所又は各総合事務所生活環境局に提出) 【鳥取県石綿条例第6条の4】	○ (平成8年までに建築された耐火建築物を解体する場合、事前調査の結果を報告)		
特定粉じん排出等作業実施届出書 【工事発注者】 (14日前までに生活環境事務所又は各総合事務所生活環境局に提出) 【大防法第18条の15】	○ (除去/封じ込め/囲い込み作業)	○ (除去/封じ込め/囲い込み作業)	—
石綿粉じん排出等作業実施届出書 【工事発注者】 (14日前までに生活環境事務所又は各総合事務所生活環境局に提出) 【鳥取県石綿条例第7条】	—	—	○ (一定規模※を超えるもの)
石綿含有材料等処理予定量届【工事施工者】 (14日前までに生活環境事務所又は各総合事務所生活環境局に提出) 【鳥取県石綿条例第10条】	○	○	○ (一定規模※を超えるもの)
建設リサイクル届 (工事着手7日前までに各市、生活環境事務所又は各総合事務所生活環境局に提出) 【建リ法第10条】	○ (特定建設資材への付着した吹付け石綿等の有無や除去等の措置、その他計画届けについて届出書に記載)		
建築物解体等作業届【事業者】 (作業前に労働基準監督署長に提出) 【石綿則第5条】	○ (封じ込め/囲い込み及び耐火/準耐火建築物以外の除去作業)	○ (除去/封じ込め/囲い込み作業)	—
石綿含有材料等処理状況報告書 【工事施工者】 (処理が終了した日から14日以内に生活環境事務所又は各総合事務所生活環境局に提出) 【鳥取県石綿条例第10条】	○	○	○ (一定規模※を超えるもの)
特別管理産業廃棄物管理責任者設置報告書 【事業者】 (設置後30日以内に生活環境事務所又は各総合事務所生活環境局に提出) 【廃棄物処理法施行細則16条】	○	○	—

※成形板の場合、作業に係る部分の床面積の合計が10平方メートルを超え、かつ、撤去する建材の面積の合計が10平方メートルを超えるもの。セメント管の場合、撤去する管の延長が10メートルを超えるもの。

届出漏れの予防や法の適正執行のため、届出いただいた内容について、関係法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で各法令を所管する機関もしくは部局間で情報提供が行われる場合があります。

厚生労働省・国土交通省・環境省作成のパンフレットを参考に作成

石綿関係お問い合わせ先

○「労働安全衛生法」、「石綿障害予防規則」に関するお問い合わせ先

鳥取県内の労働基準監督署

(東部) 鳥取労働基準監督署 電話：0857-24-3211 FAX：0857-24-3213

(中部) 倉吉労働基準監督署 電話：0858-22-6274 FAX：0858-22-6275

(西部) 米子労働基準監督署 電話：0859-34-2231 FAX：0859-34-2233

鳥取労働局安全衛生課 電話：0857-29-1704 FAX：0857-23-2423

○「大気汚染防止法」、「鳥取県石綿健康被害防止条例」に関するお問い合わせ先

(東部) 鳥取県東部生活環境事務所 環境循環推進課

電話：0857-20-3671 FAX：0857-20-2103

(中部) 鳥取県中部総合事務所生活環境局 環境循環推進課

電話：0858-23-3150 FAX：0858-23-3266

(西部) 鳥取県西部総合事務所生活環境局 環境循環推進課

電話：0859-31-9350 FAX：0859-31-9333

鳥取県生活環境部 水・大気環境課

電話：0857-26-7206 FAX：0857-26-8194

○「建築リサイクル法」、「アスベスト撤去支援事業」に関するお問い合わせ先

(東部) 鳥取県東部生活環境事務所 建築住宅課

電話：0857-20-3648 FAX：0857-20-2103

(中部) 鳥取県中部総合事務所生活環境局 建築住宅課

電話：0858-23-3235 FAX：0858-23-3266

(西部) 鳥取県西部総合事務所生活環境局 建築住宅課

電話：0859-31-9753 FAX：0859-31-9654

鳥取県生活環境部 住まいまちづくり課

電話：0857-26-7391 FAX：0857-26-8113